

【論文】

母子家庭の養育費受給をめぐる課題

Issues on child support recipient—Cases of single-mother's family—

五十嵐 詠夢(当別町役場)

要旨：

本研究は、母子家庭における養育費の現状を踏まえ、その課題について示すことを目的とした。その結果、養育費の決めを行っている家庭は 56.3%に留まり、決めを行っていても定期受給のある家庭は 39.5%と非常に低い割合であった。また、養育費により子どもにかかる費用が補填できているか検討した結果、補填できている割合が有意に高かった項目は 12 項目中、食費、服飾費、お祝い事の費用に留まり、受給額も全国平均以下の家庭が多くを占めた。以上の結果から、養育費をめぐる課題は①協議離婚による適切な決めの困難性、②子どもにかかる費用に対する受給額の低さ、③父親の経済的困窮による支払い困難、④養育費及び面会交流への正しい認識不足、⑤司法中心の現行養育費制度の限界であることが示唆された。

Keywords：母子家庭、養育費

1. はじめに

近年、日本において離婚は珍しいことではなくなり、2015 年には 22 万 6215 組もの夫婦が離婚に至っている(厚生労働省, 2015)。子どものいる夫婦の場合、どちらが親権を持つかという問題が生じるが、日本では母親に親権が渡ることがほとんどであり、親の離婚を経験した子どもたちの多くが母子家庭として生活を送っている。

では母子家庭の生活実態はどのようなものなのか。日本の母子家庭は働いていても貧困から抜け出せない状況に置かれることが多く、現在、その貧困率は 54.6%にまで上り(厚生労働省, 2014)、OECD 加盟国の中で最も高い数値となっている。いうまでもなく、貧困状態を余儀なくされているその暮らしづくりは厳しいものであり、貧困の中で育つ子どもにも様々な制約が課されることが推察される。

そのような中、母子家庭の生活を支える手立てとして、就労収入の他、児童扶養手当のような社会手当や父親からの養育費が挙げられるが、養育費については受給している家庭自体が少なく、全国的な養育費受給率は 19.7%と非常に低い割合を示している

(厚生労働省, 2012)。養育費が支払われない要因としては、養育費の決めが義務付けられていない協議離婚が日本の離婚の 9 割を占めていることの他、父親の無責任な態度や養育費の支払いを介した元夫との関係の継続を望まない母親が多いこと(下夷, 2008)、父親の経済問題等が指摘されている(大石, 2012)。養育費の受給が低調である現状は、子どもの心身の健やかな成長という観点から早急に解決されるべき問題となるが、養育費をめぐる問題は受給の有無のみならず、以下の点についても指摘されてきている。

1 つ目に、養育費が支払われていても、子どもの健やかな成長という点において金額が不十分であるという問題である。現在の平均的な養育費受給額は 43,482 円と報告されている(厚生労働省, 2012)。この受給額に対し、周(2012a)は、本来子どもの養育にかかるであろう費用の半分以下であることを指摘しており、下夷(2008)も、過去 40 年の司法統計から調停・審判事件の養育費額は上昇しているが、勤労者収入や教育費支出ほど伸びておらず、金額が十分なものではないことを指摘している。養育費額が不

十分とされる背景には、当事者間での話し合いの元に取り決められる金額が低額であることの他、養育費の算出を目的として作成された養育費算定表による算出額の低さが挙げられる。養育費算定表は2003年に東京・大阪養育費等研究会が発表したものであり、父母の収入や子どもの人数、年齢等を照らし合わせることにより手軽に養育費額の目安がわかる仕組みとなっているが、これによる算出方法に疑問を呈する声もあり、見直しの必要性が多く指摘されている(松嶋, 2003, 2010, 2012, 2013; 岡, 2006; 竹下, 2013)。

2つ目に、日本の養育費確保政策の問題が挙げられる。日本が養育費確保政策に本格的に取り組み始めたのは2002年のことであり、離婚の増加に伴う児童扶養手当受給者増加により生じた財政問題の緩和のため養育費に目が向けられたという背景がある。

日本では、司法により養育費の確保が行われており、養育費が支払われなくなった際には裁判所が支払いの履行勧告を行う制度や、父親の給料から養育費を天引きする制度があるが、前者は父親が応じなければその後の受給につながらず、後者は父親の居所等がわからなければ利用できないといった問題があり、その実効性についての指摘がこれまでになされている。それに対し、諸外国では司法のみならず行政も養育費確保に取り組んでおり、国家が親の扶養責任の追及を行う制度や、養育費が支払われない場合に、国が費用を肩代わりするというような制度が存在している。日本においても養育費受給をより確実なものとするため、このような諸外国の制度導入についての検討が行われている(石橋, 2000; 橋爪, 2010; 小川, 2011; 大石, 2014; 嶋貴, 2005; 下夷, 2006, 2011, 2012, 2014a, 2014b; ; 棚村, 2012; 山口, 2012)。

先行研究では、上述のように養育費受給をめぐる問題点について多く指摘されている。そこで本研究では、アンケート調査により実際の養育費受給の現状を踏まえた上で、養育費をめぐる課題について示すことを目的とする。

II. 研究方法

1. 調査対象

調査対象は、①北海道母子寡婦福祉連合会の母子会員420名、②母子家庭に関する全国組織の北海道支部における母子会員及びA市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親31名の計451名とした。

2. 調査方法

北海道母子寡婦福祉連合会に対しては母子会各支部の役員21名に協力を仰ぎ、各支部にて母子会員が集まる際、役員から離別及び死別母子家庭へ向けた自記式質問紙を配布して頂く形で留め置き調査を行った。母子家庭に関する全国組織の北海道支部における母子会員及びA市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親に対しては郵送調査を行った。

3. 調査期間

調査期間は、2015年4月から2015年9月であった。

4. 質問項目

死別母子家庭を含めた全ての母子家庭に対する質問項目は「母親及び子どもの基本属性」10項目、「母親の仕事・収入状況」8項目、「社会保険加入状況」3項目、「生活状況」9項目、「子どもに対する支出状況」2項目の計32項目である。離別母子家庭に対する質問項目は上記32項目に「離婚時及び養育費の状況」10項目、「面会交流状況」6項目を加えた計48項目である。

5. 解析

集計と分析には統計解析ソフト(SPSS ver.22)を使用し、 χ^2 検定を用いた。

6. 倫理的配慮

調査は無記名で行い個人が特定できないように配慮すること、得られたデータは研究以外の目的に使用せず、厳重に管理することを調査対象者に書面にて説明し同意を得て調査を実施した。なお、本調査は北海道医療大学大学院看護福祉学研究科倫理委員会の承認を得て実施した(承認番号: 14N033032)。

III. 結果

1. 調査対象

調査対象者 451 名のうち、死別母子家庭を含めた 224 名より回答を得た(回収率 49.7%)。本調査では、養育費をめぐる課題について示すことを目的としたことから、そのうち離別母子家庭 190 名(84.8%)を調査対象として検討していく。

2. 基本属性

2-1. 年齢

離婚時における母の平均年齢は 32.9 ± 6.16 歳であり、年代構成は 20~29 歳が 55 名(28.9%)、30~39 歳が 101 名(53.2%)、40~49 歳が 29 名(15.3%)、50 歳以上が 5 名(2.6%)であった。現在の母の平均年齢は 43.6 ± 8.06 歳であり、年代構成は 20~29 歳が 10 名(5.3%)、30~39 歳が 42 名(22.1%)、40~49 歳が 96 名(50.5%)、50 歳以上が 42 名(22.1%)、離婚時からの経過年数は平均 10.6 ± 6.64 年であった(表 1)。

表1. 母の年齢

	有効回答数	属性	人数	%
離婚時の年齢	190	20~29歳	55	28.9
		30~39歳	101	53.2
		40~49歳	29	15.3
		50歳以上	5	2.6
現在の年齢	190	20~29歳	10	5.3
		30~39歳	42	22.1
		40~49歳	96	50.5
		50歳以上	42	22.1

2-2. 最終学歴

母の最終学歴は、中学校が 9 名(4.7%)、高校が 109 名(57.4%)、高等専門学校が 12 名(6.3%)、短大が 24 名(12.6%)、大学・大学院が 6 名(3.2%)、専修学校・各種学校が 21 名(11.1%)、その他が 3 名(1.6%)、無回答者が 6 名(3.2%)であり、高校の割合が最も高かった(表 2)。

2-3. 就労形態

母子家庭となる前の就労形態は、正規の職員・従業員が 36 名(18.9%)、派遣社員が 3 名(1.6%)、パート・アルバイト等が 57 名(30.0%)、会社等の役員が

表2. 母の最終学歴

属性	人数	%
中学校	9	4.7
高校	109	57.4
高等専門学校	12	6.3
短大	24	12.6
大学・大学院	6	3.2
専修学校・各種学校	21	11.1
その他	3	1.6
無回答	6	3.2
合計	190	100.1

0 名(0.0%)、自営業が 10 名(5.3%)、家族従業者が 6 名(3.2%)、家事労働が 62 名(32.6%)、その他が 10 名(5.3%)、無回答者が 6 名(3.2%)であり、家事労働の割合が最も高かった(表 3)。

現在の就労形態は、正規の職員・従業員が 72 名(37.9%)、派遣社員が 5 名(2.6%)、パート・アルバイト等が 66 名(34.7%)、会社等の役員が 2 名(1.1%)、自営業が 6 名(3.2%)、家族従業者が 2 名(1.1%)、家事労働が 5 名(2.6%)、その他が 26 名(13.7%)、無回答者が 6 名(3.2%)であり、離別前に最も多かった家事労働は 5 名(2.6%)と大きく減少し、全国調査の結果と同様に、ほとんどの母親が何らかの職業に従事していた(表 3)。

2-4. 就労収入

就労収入は平均 194.3 ± 142.9 万円、200 万円未満が 102 名(53.7%)、200~300 万円未満が 32 名(16.8%)、300~400 万円未満が 17 名(8.9%)、400~500 万円未満が 10 名(5.3%)、500~700 万円未満が 4 名(2.1%)、700 万円以上が 1 名(0.5%)、無回答者が 24 名(12.6%)であった(表 4)。

2-5. サポートの有無

サポートの有無について、何らかのサポートを受けている家庭が 96 名(50.5%)、何のサポートも受けていない家庭が 90 名(47.4%)、無回答者が 4 名(2.1%)であり、公的なものから身近なサポートを含め、何のサポートも受けていない者が約半数を占めた(表 5)。

表3. 母の離婚前後における就労形態

属性	母子家庭となる前		現在	
	人数	%	人数	%
正規の職員・従業員	36	18.9	72	37.9
派遣社員	3	1.6	5	2.6
パート・アルバイト等	57	30	66	34.7
会社等の役員	0	0	2	1.1
自営業	10	5.3	6	3.2
家族従業者	6	3.2	2	1.1
家事労働	62	32.6	5	2.6
その他	10	5.3	26	13.7
無回答	6	3.2	6	3.2
合計	190	100.1	190	100.1

表4. 母の就労収入

属性	人数	%
200万円未満	102	53.7
200~300万円未満	32	16.8
300~400万円未満	17	8.9
400~500万円未満	10	5.3
500~700万円未満	4	2.1
700万円以上	1	0.5
無回答	24	12.6
合計	190	99.9

表5. サポートの有無

属性	人数	%
あり	96	50.5
なし	90	47.4
無回答	4	2.1
合計	190	100

3. 離婚形態及び養育費・面会交流の状況

以下では、養育費受給状況及び受給の有無に至った背景要因について示す。

3-1. 離婚形態

離婚形態は、協議離婚が 125 名(65.8%)、調停離婚が 41 名(21.6%)、裁判離婚が 8 名(4.2%)、その他が 6 名(3.2%)、無回答者が 10 名(5.3%)であり、日本は協議離婚がほとんどであるという先行研究等の指摘と同様に、本調査においても協議離婚が最も多い結果となった(表 6)。

3-2. 養育費取決めの有無及び取決め方法

養育費取決めの有無について、取決め有が 107 名(56.3%)、取決め無が 71 名(37.4%)、無回答者が 12 名(6.3%)であり、取決め有の方が上回ったが、約 4 割の家庭が取決め自体行っていないという結果となつた。

取決め方法は、調停・裁判が 36 名(33.6%)と最も多く、口頭が 32 名(29.9%)、公正証書が 25 名(23.4%)、念書が 10 名(9.3%)、その他が 4 名(3.7%)であった。調停・裁判や公正証書といった養育費が支払われなくなつた場合に法的対処が可能な取決めを行つてゐる家庭が半数を占めたが、口頭や念書のような法的対処ができない取決めを行つてゐる家庭も一定数いた(表 6)。

3-3. 養育費の取決めを行つていない理由(複数回答)

養育費取決め無の 71 名のうち、取決めを行わなかつた理由は、相手に支払う能力や意思がないと思ったが 42 名(43.3%)と最も多く、相手と関わりたくないが 31 名(32.0%)、取決めの交渉をしたが、まとまらなかつたが 8 名(8.2%)、その他が 7 名(7.2%)、取決めの交渉がわづらわしいが 3 名(3.1%)、現在交渉中または今後交渉予定が 2 名(2.1%)、自分の収入等で経済的に問題ないが 2 名(2.1%)、相手に養育費を請求できるとは思わなかつたが 1 名(1.0%)、子どもを引き取つた方が養育費を負担するものと思っていたが 1 名(1.0%)であった(表 7)。

表6. 離婚形態及び養育費取決め状況

離婚形態	有効回答数 190	属性	人数	%
		協議離婚	125	65.8
		調停離婚	41	21.6
		裁判離婚	8	4.2
		その他	6	3.2
		無回答	10	5.3
養育費取決有無	190	あり	107	56.3
		口頭	32	29.9
		念書	10	9.3
		公正証書	25	23.4
		調停・裁判	36	33.6
		その他	4	3.7
		なし	71	37.4
		無回答	12	6.3

表7. 養育費取決めを行っていない理由（複数回答）

属性	人数	%
相手に支払う能力や意思がないと思った	42	43.3
相手と関わりたくない	31	32.0
取決めの交渉をしたが、まとまらなかった	8	8.2
取決めの交渉がわざらわしい	3	3.1
相手に養育費を請求できるとは思わなかった	1	1.0
現在交渉中または今後交渉予定	2	2.1
自分の収入等で経済的に問題ない	2	2.1
子どもを引き取った方が養育費を負担するものと思っていた	1	1.0
その他	7	7.2
合計	97	100.0

3-4. 養育費受給状況

養育費の取決めを行っている家庭の現在の養育費受給状況は、定期的に受け取っているが47名(39.5%), 不定期だが受け取っているが9名(7.6%), 以前支払われていなかつたが、現在支払われているが1名(0.8%), 以前支払われていたが、現在支払われていないが24名(20.2%), 支払われたことはないが12名(10.1%), 無回答者が26名(21.8%)であり、取決めを行っていても、定期的に養育費を受給している家庭は4割に留まった(表8)。

3-5. 養育費受給額

養育費受給額は、全体平均が 4.2 ± 2.43 万円であり、厚生労働省(2012)の全国調査よりも1000円程

低い数値であった¹⁾。子どもの人数別にみると、子ども1人世帯では平均 3.5 ± 1.18 万円、子ども2人世帯は平均 4.2 ± 2.37 万円、子ども3人世帯は平均 5.6 ± 3.62 万円、子ども4人世帯は1名のみの回答であり、その受給額は2万円であった。全国調査の受給額と比較すると、総数及び子ども2人世帯、4人世帯は全国平均を下回り、子ども4人世帯では全国平均より約7万円低かった。また、子ども1人世帯は全国平均と同様の水準であり、子ども3人世帯においては全国調査を2000円程上回ったが、それぞれの受給額をみると、全国平均以下の者が子ども1人世帯では15名(62.5%)、子ども3人世帯では8名(61.5%)おり、受給額は全体的に低めの傾向にあった(表9)。

表8. 養育費受給状況

属性	人数	%
定期的に受け取っている	47	39.5
不定期だが受け取っている	9	7.6
以前支払われていなかったが現在支払われている	1	0.8
以前支払っていたが現在支払っていない	24	20.2
支払われたことはない	12	10.1
無回答	26	21.8
合計	119	100.0

表9. 世帯における子どもの人数別養育費受給額

受給額	子どもの人数					人数(%)	
	総数 n=74	子どもの人数					
		1人 n=24	2人 n=36	3人 n=13	4人 n=1		
1～2万円以下	14(18.9)	3(12.5)	9(25.0)	1(7.7)	1(100.0)		
3万円以下	25(33.8)	12(50.0)	9(25.0)	4(30.8)	0(0.0)		
4万円以下	9(12.2)	4(16.7)	4(11.1)	1(7.7)	0(0.0)		
5万円以下	11(14.9)	4(16.7)	5(13.9)	2(15.4)	0(0.0)		
6万円以下	4(5.4)	0(0.0)	3(8.3)	1(7.7)	0(0.0)		
7万円以下	4(5.4)	1(4.2)	2(5.6)	1(7.7)	0(0.0)		
8万円以下	3(4.1)	0(0.0)	2(5.6)	1(7.7)	0(0.0)		
9万円以下	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)		
10万円以上	4(5.4)	0(0.0)	2(5.6)	2(15.4)	0(0.0)		
合計	74(100.1)	24(100.1)	36(100.1)	13(100.1)	1(100.0)		

3-6. 離婚形態と養育費取決めの関連性

養育費の取決め状況を離婚形態別にみたところ、協議離婚では養育費取決め有が 63 名(51.6%), 取決め無が 59 名(48.4%)と約半数の家庭が取決めを行っていないのに対し、裁判所を通した調停離婚では取決め有が 36 名(87.8%), 取決め無が 5 名(12.2%), 裁判離婚では取決め有が 5 名(62.5%), 取決め無が 3 名(37.5%)と、取決めを行っている割合が有意に高い結果となった($p=.001$)(表 10)。

3-7. 子どもにかかる費用に対する養育費受給有無の影響

子どもにかかる費用を食費、服飾費、学校教育費、学校行事費、その他学校でかかる費用、学校以外の学習費(塾等)、習い事の月謝、友人との交際費、娯楽品費、子どもとのお出かけ費用、お祝い事の費用、子どもの将来のための費用の 12 項目に分類し、各

項目が養育費受給により補填できているか検討を行った。その結果、養育費受給により補填できている割合が有意に高かった項目は、食費($p=.019$)、服飾費($p=.005$)、お祝い事の費用($p=.024$)の 3 項目に留まり、子どもの将来のための費用については、養育費の受給がある家庭においても不足していると回答した家庭が約 7 割に上った(表 11)。

3-8. 元夫の離婚時年収

元夫の離婚時年収は、平均 327.5 ± 175.08 万円であり、200 万円未満が 17 名(8.9%), 200～300 万円未満が 16 名(8.4%), 300～400 万円未満が 47 名(24.7%), 400～500 万円未満が 17 名(8.9%), 500～700 万円未満が 16 名(8.4%), 700 万円以上が 5 名(2.6%), 無回答者が 72 名(37.9%)であった(表 12)。大石(2012)は、平均的な養育費額を支払うために必要な年収を算出しており、0～14 歳の子どもが 1 人

表10. 離婚形態と養育費取決めの関連

養育費取決有無	離婚形態 n=177					有意差
	協議離婚 n=122	調停離婚 n=41	審判離婚 n=0	裁判離婚 n=8	その他 n=6	
あり	63(51.6)	36(87.8)	0(0.0)	5(62.5)	3(50.0)	
なし	59(48.4)	5(12.2)	0(0.0)	3(37.5)	3(50.0)	**
合計	122(100.0)	41(100.0)	0(0.0)	8(100.0)	6(100.0)	

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表11. 子どもにかかる費用に対する養育費受給有無の影響

子どもにかかる費用不足の有無	養育費受給				有意差
	あり		なし		
	人数	%	人数	%	
食費	あり	14	31.1	20	57.1
	なし	31	68.9	15	42.9
	合計	45	100.0	35	100.0
服飾費	あり	14	31.1	22	62.9
	なし	31	68.9	13	37.1
	合計	45	100.0	35	100.0
学校教育費	あり	17	37.8	13	37.1
	なし	28	62.2	22	62.9
	合計	45	100.0	35	100.0
学校行事費	あり	2	4.4	6	17.1
	なし	43	95.6	29	82.9
	合計	45	100.0	35	100.0
その他学校でかかる費用	あり	10	22.2	6	17.1
	なし	35	77.8	29	82.9
	合計	45	100.0	35	100.0
学校以外の学習費	あり	14	31.1	12	34.3
	なし	31	68.9	23	65.7
	合計	45	100.0	35	100.0
習い事の月謝	あり	12	26.7	12	34.3
	なし	33	73.3	23	65.7
	合計	45	100.0	35	100.0
友人との交際費	あり	7	15.6	8	22.9
	なし	38	84.4	27	77.1
	合計	45	100.0	35	100.0
娯楽品費	あり	5	11.1	9	25.7
	なし	40	88.9	26	74.3
	合計	45	100.0	35	100.0
子どもとのお出かけ費用	あり	14	31.1	13	37.1
	なし	31	68.9	22	62.9
	合計	45	100.0	35	100.0
お祝い事の費用	あり	5	11.1	11	31.4
	なし	40	88.9	24	68.6
	合計	45	100.0	35	100.0
子どもの将来のための費用	あり	33	73.3	22	62.9
	なし	12	26.7	13	37.1
	合計	45	100.0	35	100.0

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

表12. 元夫の離婚時の年収・面会交流状況・養育費制度利用の有無

	有効回答数	属性	人数	%
元夫の離婚時年収	190	200万円未満	17	8.9
		200~300万円未満	16	8.4
		300~400万円未満	47	24.7
		400~500万円未満	17	8.9
		500~700万円未満	16	8.4
		700万円以上	5	2.6
		無回答	72	37.9
面会交流の有無	190	定期的に行っている	9	4.7
		不定期だが行っている	60	31.6
		行ったことがない	91	47.9
		無回答	30	15.8
面会交流への考え方	99	積極的に行いたいと思う	4	4
		行った方が良いと思う	25	25.3
		どちらでも良い	15	15.2
		できるなら行いたくない	15	15.2
		行いたくない	12	12.1
		無回答	28	28.3
制度利用の有無	36	ある	4	11.1
		ない	21	58.3
		制度を知らなかった	3	8.3
		無回答	8	22.2

の場合は350万円、15～19歳の子どもが1人の場合は250万円が必要であることを指摘しているが、本調査結果では、離婚時年収が250万円未満の父親は31名(26.3%)、350万円未満の父親は67名(56.8%)と半数以上を占めた。

3-9. 面会交流状況

面会交流の状況について、行ったことがないが91名(47.9%)と最も多く、次いで不定期だが行っているが60名(31.6%)、定期的に行っているが9名(4.7%)、無回答者が30名(15.8%)であり、厚生労働省(2012)の全国調査と同様、面会交流を行っていない割合が約半数を占めた²⁾(表12)。また、面会交流の有無と養育費受給の有無の関連性をみたところ、面会交流を行っている家庭の方が、養育費を受給している割合が有意に高い結果となった($p=0.004$)(表13)。

3-10. 離婚時における母の面会交流に対する考え方

離婚時における母の面会交流に対する考えは、行つ

表13. 面会交流の有無と養育費受給の有無

養育費受給有無	面会交流の有無			有意差
	あり n=46	なし n=41	合計 n=87	
あり	34(65.4)	18(34.6)	52(100.0)	**
なし	12(34.3)	23(65.7)	35(100.0)	

*p<.05, **p<.01, ***p<.001

た方が良いと思うが25名(25.3%)と最も多く、どちらでも良い、できるなら行いたくないが各15名(15.2%)、行いたくないが12名(12.1%)、積極的に行いたいと思うが4名(4.0%)、無回答者が28名(28.3%)であった。行った方が良いと思うと回答した家庭が最も多くはあるが、出来るなら行いたくない、行いたくないの両者を合わせると、行った方が良いと思う家庭よりも多い結果となった(表12)。

3-11. 養育費確保に関する制度利用について

現在養育費が支払われていない者のうち、強制執行等の養育費確保制度の利用の有無について、ある

と回答した者が 4 名(11.1%), ないと回答した者が 21 名(58.3%), 制度の存在を知らなかったと回答した者が 3 名(8.3%), 無回答者が 8 名(22.2%)であり、約 6 割は制度を利用していないかった。また、制度を利用した効果については、あったと回答した者が 0 名(0.0%), なかったと回答した者が 4 名(100.0%)であり、制度を利用した者全員が、効果がなかったと回答していた(表 12)。

IV. 考察

日本では協議離婚が約 9 割を占めているが、本調査においても同様に協議離婚が最もも多い結果となつた。それゆえ、養育費の決め自体が行われない、もしくは決めを行っているにも関わらず養育費を受給できない家庭が多くみられた。また、受給している家庭であっても養育費額が不十分であるゆえに、養育費の本来の目的である子どもの生活保障が十分になされていない実態が明らかとなつた。

以下では、上述のような養育費受給をめぐる問題について整理する。

1. 養育費の決めについて十分に話し合われていない

厚生労働省(2012)の全国調査によれば、養育費の決めをしていると回答した者が 38.0% であったのに対し、本調査では 56.3% と全国に比べ高い数値を示しており、要因として、本調査は全国調査に比べ協議離婚の割合が低かったと考えられる。なお、協議離婚の場合にも 51.6% の家庭が決めを行っている点について、調査対象者の離婚経過年数が平均 10.6 ± 6.64 年であることから、2002 年の養育費確保策実施後に離婚した家庭も多くいることが考えられ、この取り組みが一定の効果をあげた可能性もある。しかし、決めを行っていたとしても養育費を受給できるとは限らず、本調査では 39.2% の母が養育費の支払いが滞った場合に法的な対応のできない決めを行っていた。また、決めを行っていない理由については、相手に支払う能力や意思がないと思った、相手と関わりたくないが多く挙げられ、厚生労働省(2015)が指摘するように、養育費が子ど

もの養育に重要な役割を果たすことを父母自身が正しく理解していないことが考えられる。

2. 取決めを行っていても養育費が受給できない

取決めは全国に比べ高い割合となつたが、取決めをしている者のうち実際に受給している家庭は 47.9% であり、そのうち定期的に受け取っている家庭は 39.5% と非常に低い。厚生労働省(2012)の報告からも、養育費の取決めを行っている家庭の 50.4% は養育費を受給できていないという実態が明らかにされており、取決めにより必ず養育費を受給できるとは限らない状況が本調査においても同様にみられた。

また、養育費を受給できない要因として、父親が養育費を支払えるだけの収入を得ていない可能性がある。前述のように、大石(2012)は、平均的な養育費額を支払うためには 0~14 歳の子どもが 1 人の場合に 350 万円、15~19 歳の子どもが 1 人の場合に 250 万円が必要であることを指摘している。本調査における離婚時の子どもの平均年齢は 7.8 ± 5.19 歳であったことから、多くの父親が年収 350 万円以上を得ていることが望ましいと考えられるが、67 名(56.8%)と半数以上の父親が年収 350 万円に満たず、養育費を支払いたくても支払うことが困難な父親も一定数いることが推察される。

3. 養育費受給額が低く、子どもにかかる費用を十分に補填できない

養育費の問題は、受給率の低さのみならず、その金額の低さにも問題がある。本調査における養育費の平均受給額は 4.2 ± 2.43 万円であり、全国平均の 43,482 円とほぼ同様の結果であった。しかし、子どもの人数別にみていくと、全国平均以下の養育費額を受給している世帯は子ども 1 人世帯で 62.5%，2 人世帯で 75.0%，3 人世帯で 61.5%，4 人世帯は 1 名のみであったが、全国平均と 7 万円以上の差がついている。周(2012a)は、総務省統計局の家計調査を基に母子家庭における平均子ども費を算出し、全国調査の養育費の平均受給額が子どもにかかる平均費用の半分以下であることを指摘しているが、本調査

対象者の受給額はさらに低い結果となった。さらに、養育費受給の有無と子どもにかかる費用不足の有無の関係性についてみたところ、有意差がみられたのは 12 項目中、食費、服飾費、お祝い事の費用の 3 項目のみであり、いずれも受給している方が不足を感じている割合が低いことから、養育費により費用不足が補われていると考えられる。しかし、受給のある家庭においても各項目において費用不足がみられる事から、周(2012)が指摘するように、養育費額が実際の子育てにかかる費用に比べ少ないことがうかがわれる。

4. 面会交流の有無が養育費受給状況に少なからず影響している

養育費受給の有無と面会交流実施の有無の関係性についてみたところ、面会交流を実施している方が養育費を受給している割合が有意に高かった。養育費と面会交流が密接に関連していることは従来から言われており、棚村(2013)は「面会交流を実施しているケースでは養育費も支払われていることが多い、養育費が支払われない場合には面会交流も行われていないことが少なくない」と指摘している。また、場合によっては養育費と面会交流が交換条件のようになることもあります。関根(2013)は「当事者から、面会交流が実施されないから養育費を支払わないと主張されたり、反対に養育費が支払われないから面会交流には応じられないと主張されたりすることがある」と指摘している。

また、本調査対象者の離婚時における面会交流に対する考えは、積極的に行いたいと思うと回答した者は 4 名(4.0%)に留まるのに対し、出来るなら行いたくない、行いたくないと回答した者が 27 名(27.3%)と最も多くなったことから、養育費受給のために面会交流を行っている家庭も少なからず存在することが考えられる。

5. 養育費確保制度の利用が少ない

取決めを行っていても養育費が受給できるとは限らない状況の中、公正証書等の法的効力のある文書を作成してある場合には、前述のように養育費確保

に関する各種制度の利用が可能である。しかし、本調査においてそれら制度を利用した母は 11.1%と非常に少なく、理由として「金額も少ないし、関わりたくないし、その分自分で働いた方が気分的に楽だから」というように、元夫による経済的負担に負担を感じるという意見から「利用するための時間とお金がない」という制度利用のための時間的、経済的余裕のなさがうかがわれる意見があった。下夷(2014)は、履行勧告・命令は実効性に問題があり、強制執行も手続きについて母親の負担が大きく、仮に給与の差し押さえができたとしても父親が退職すれば差し押さえができなくなることを指摘しており、棚村(2013)は「強制執行には時間や費用が掛かり、わずかな金額の養育費をとるには適さない」という問題もある」と指摘している。これらの指摘のように、本調査において制度を利用した母のうち、効果があったと答えた者は 0 名であった。以上のことから、母親を制度利用から遠ざけている要因は当事者同士の問題のみでなく、制度の仕組みや実効性にも問題があるといえよう。

V. 結論

本調査において、養育費のもたらす効果や養育費受給をめぐる課題について検討した結果、養育費を受給していても、その金額の低さと生活の厳しさが重なり、子どもにかかる各種費用を十分に補うことができていないことが明らかとなった。以上の結果から、養育費受給をめぐる課題は以下の 5 点に整理できる。

1. 協議離婚による適切な養育費の取決めは困難である

離婚形態別でみると、協議離婚が最も取決め率が低く、さらには取決めを行っていても養育費額が不十分であったり、養育費が支払われない場合に法的対処のできない取決めを行っている家庭も少なくなかつた。

2. 子どもにかかる費用に対し、養育費額が低い

本調査対象者の平均養育費受給額は全国調査に比

べ低い傾向にあり、さらに子どもにかかる各種費用のうち、養育費受給により補填されている割合が有意に高い項目は食費、服飾費、お祝い事の費用であり、生活上最低限必要である項目に限られた。なお、養育費により補填できている項目は少ないが、受給のない場合には衣食住の費用さえ補填できていない家庭が多数いた。

3. 父親の経済的困窮による支払い困難

決めを行っていても養育費を受給できない背景として、養育費を支払えるだけの経済的余裕がない父親が一定数いるという結果が得られた。

4. 養育費及び面会交流への正しい認識不足

養育費及び面会交流は、どちらも子どもの健やかな成長には重要なものであるが、父母間での争いのもとになる場合がある。本調査結果において面会交流の実施割合と養育費受給割合が比例していたこと、面会交流を積極的に行いたいと思うと回答した割合がわずかであったことから、両者が父母間で交換条件となっていることが考えられる。

5. 司法中心の現行制度の限界

決めを行っていても養育費を受給できない家庭がいるにもかかわらず、実際に養育費確保制度を利用した母は1割程度であり、制度の効果については、全員効果がなかったと回答していたことから、現行制度による養育費確保には限界があるといえる。

VII. 本研究の限界と今後の課題

本研究では、北海道母子寡婦福祉連合会及び母子家庭に関する全国組織の北海道支部の母子会員、A市内のNPO法人の活動に参加する子どもの母親というような何らかのサポート機関につながりをもつ母親を調査対象者としたため、母子家庭全体の状況を捉えられていない可能性がある。そのため、今後はそのようなサポート機関につながることのできない母親に対しても調査を行う必要がある。

(注)

- 1) 厚生労働省(2012)「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、養育費受給額の平均は、総数が43,482円、子ども1人世帯が35,438円、2人世帯が50,331円、3人世帯が54,357円、4人世帯が96,111円であった。
- 2) 厚生労働省(2012)「平成23年度全国母子世帯等調査」によれば、現在も面会交流を行っているが369世帯(27.7%)、面会交流を行ったことがあるが234世帯(17.6%)、面会交流を行ったことがないが677世帯(50.8%)、不詳が52世帯(3.9%)であった。

文献

- 橋爪幸代 (2010) 「ひとり親家庭に対する経済的支援制度と養育費の徴収－イギリスのChildSupport制度の試行錯誤を通して」『上智法學論集』53(4), 129-151.
- 飯田照彦 (2009) 「養育費・婚姻費用算定表の活用に当たっての課題の整理」『調停時報』174, 75-79.
- 石橋恵 (2000) 「イギリスにおける養育費履行確保制度」『大東法政論集』8,81-109.
- 厚生労働省 (2012) 「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/)
- 厚生労働省 (2014) 「平成25年国民生活基礎調査概況」
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/index.html>, 2015.11.5)
- 厚生労働省(2015)「離婚前の子どもの養育に関する取決めを促すための効果的な取組に関する調査研究事業報告書」
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/, 2015.1.30)
- 厚生労働省(2016)「平成27年(2015)人口動態統計(確定数)の概況」
(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei15/index.html>)
- 松嶋道夫 (2005) 「子どもの養育費裁判がおかしい－『東京・大阪裁判官の簡易算定表』について」

- 『久留米大学法学』51/52, 122-100.
- 松嶋道夫 (2010) 「子どもの養育費の算定基準、養育保障はいかにあるべきか」『久留米大学法学』64, 174-119.
- 松嶋道夫 (2012) 「養育費・婚姻費用分担における簡易算定方式と養育保障の課題」『久留米大学法学』67, 226-184.
- 松嶋道夫 (2013) 「簡易算定方式の問題点とあるべき養育費・婚姻費用の算定」『自由と正義』64(3), 21-27.
- 小川富之 (2011) 「子どもの養育費の履行確保について」棚村政行・小川富之編『中川淳先生尊寿記念論集一家族法の理論と実務』日本加除出版, 493-531.
- 岡健太郎 (2006) 「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」『判例タイムズ』57(18), 4-11.
- 大石亜希子 (2012) 「第9章 離別男性の生活実態と養育費」西村周三監修 国立社会保障・人口問題研究所編 『日本社会の生活不安—自助・共助・公助の新たなかたち』221-246.
- 大石亜希子 (2014) 「養育費の徴収強化が離別母子世帯の貧困削減に及ぼす影響—米・ウィスconsin州の養育費徴収スキームを例に」『週刊社会保障』2766, 55-59.
- 関根澄子 (2013) 「第2章第1 家庭裁判所における面会交流及び養育費をめぐる事件の実務」棚村政行編著 『面会交流と養育費の実務と展望—子どもの幸せのために』日本加除出版, 36-63.
- 嶋貫真人 (2005) 「児童扶養手当制度改革に向けた提言—子どもの「養育費を受ける権利」を基底においた考察.」『沖縄大学人文学部紀要』6, 91-115.
- 下夷美幸 (2006) 「イギリスにおける児童扶養政策の展開」『社会志林』53(2), 1-18.
- 下夷美幸 (2008) 『養育費政策にみる国家と家族—母子世帯の社会学』勁草書房.
- 下夷美幸 (2011) 「養育費問題からみた日本の家族政策—国際比較の視点から」『比較家族史研究』25(0), 81-104.
- 下夷美幸 (2012a) 「オーストラリアの養育費制度—もうひとつのアングロサクソンモデル」
- 養育費相談支援センター 『養育費確保の推進に関する制度的諸問題—平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告』40-61.
- 下夷美幸 (2012b) 「イギリスにおける養育費政策の変容—子どもの貧困対策との関連から」『大原社会問題研究所雑誌』649, 1-15.
- 下夷美幸 (2014a) 「離婚母子家庭と養育費—家族福祉の現代的課題」『社会福祉研究』120, 145-151.
- 下夷美幸 (2014b) 「離別した父親の扶養義務の履行確保について—日本とアメリカの養育費政策」『貧困研究』12, 71-81.
- 周燕飛 (2012a) 「第10章 養育費の徴収に秘策はあるのか」JILPT 労働政策研究報告書 No.140 『シングルマザーの就業と経済的自立』161-176.
- 周燕飛 (2012b) 「母子世帯の母親における正社員就業の条件」『季刊・社会保障研究』48(3), 319-333.
- 竹下博将 (2013) 「簡易算定方式・表の基本的問題とその修正」『The Tokyo Bar Association journal』13(11), 19-24.
- 棚村政行 (2012) 「養育費をめぐる課題と展望—アメリカでの最近の動きから」養育費相談支援センター 『養育費確保の推進に関する制度的諸問題—平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告』24-39.
- 棚村政行 (2013) 「第1章 面会交流と養育費にかかる民法の一部改正の経緯と概要」棚村正行編著 『面会交流と養育費の実務と展望 子どもの幸せのために』日本加除出版, 2-33.
- 東京大阪養育費等研究会 (2003) 「簡易迅速な養育費等の算定を目指して—養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」『判例タイムズ』54(7), 285-315.
- 山口亮子(2012) 「アメリカの養育費制度についての一考察」『産大法学』46(3), 19-43.